

外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準に係る掲示

当院では、外来化学療法を実施するにあたり関東信越厚生局へ

外来腫瘍化学療法診療料 1 の届出を行っており、下記の要件を満たしております。

- 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者さんからの電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。
- 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されています。
- 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、年6回程度開催しています。